# 地方財政審議会付議(決裁)案件

平成30年9月7日(金)

### (案件名)

・平成30年度地方債計画の改正について(決裁案件)

自治財政局地方債課 乾管理官 (内23392)

## 〇 地方財政法(抄)

(昭和23年法律第109号)

#### (地方債の協議等)

#### 第五条の三

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項 に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項 の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する 基準の作成及び<u>同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければな</u> らない。

# 平成30年度地方債計画の第2次改正について

平成30年度予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、 財政融資資金等の所要額の確保が必要なことから、「平成30年度地方債 計画」を改正することとする。

### 1 改正額 (通常収支分のみ)

○ 予備費の使用に伴う地方負担額の増に対応し、<u>218億円を追加計上</u> 第一次改正後計画額 116,789億円

→ 第二次改正後計画額 117,007億円(+0.2%)

(第一次改正:8/3の予備費使用に伴い333億円を追加)

### ≪改正額の内訳≫

(単位:億円)

		\ <del>十</del>   工 ·   心   1/_					
	項目	改正額					
一般会	一般会計債						
	•公共事業等	113					
	•災害復旧事業	105					
	<合計>	218					

### 2 資金

○ 財政融資資金136億円○ 地方公共団体金融機構資金2億円○ 民間等資金(銀行等引受)80億円計218億円

# 平成30年度地方債計画(第2次改正追加額)

(通常収支分)

(単位:億円、%)

				单位:他门、90/
	平成30年度		平成30年度	
項目	第 1 次改正後	今回追加額	第 2 次改正後	増 減 率
	計画額(A)	(B)	計画額	(B) $/$ (A) $\times$ 100
40 A =1 /±	11 11 12 (77)	(=)		(2) / (4)
一一般会計債	10 400	110	10 001	0.7
1公共事業等	16, 488	113	16, 601	0. 7
2公営住宅建設事業	1, 130	105	1, 130	0.0
3 災害復旧事業	1, 192	105	1, 297	8. 8
4 教育·福祉施設等整備事業 (1) 党 拉 教 奈 佐 弘 等	3, 391		3, 391	
(1) 学校教育施設等	1, 245		1, 245	
(2) 社会福祉施設	383		383	
(3) 一般廃棄物処理	656		656	
(4) 一般補助施設等	567		567	
(5) 施設(一般財源化分)	540		540	
5 一 般 単 独 事 業	22, 636		22, 636	
(1) 一般	2, 334		2, 334	
(2) 地 域 活 性 化	690		690	
(3) 防 災 対 策	871		871	
(4) 地 方 道 路 等	3, 221		3, 221	
(5) 旧合併特例	6, 200		6, 200 5, 000	
(6) 緊 急 防 災 · 減 災	5, 000		5, 000	
(7) 公共施設等適正管理	4, 320		4, 320	
6辺地及び過疎対策事業	5, 085		5, 085	
(1) 辺 地 対 策	485		485	
(2) 過 疎 対 策	4, 600		4, 600	
7公共用地先行取得等事業	345		345 700	
│ 8 行 政 改 革 推 進 │ 9 調 整	700			
	100	010	100	0.4
計	51, 067	218	51, 285	0. 4
二公営企業債				
1 水 道 事 業	5, 389		5, 389	
2 工 業 用 水 道 事 業	216		216	
3 交 通 事 業	1, 327		1, 327	
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	225		225	
5港湾整備事業	508		508	
6 病院事業・介護サービス事業	3, 822		3, 822	
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	358		358	
8地域開発事業	745		745	
9下 水 道 事 業	12, 298		12, 298	
10 観 光 そ の 他 事 業	169		169	
計	25, 057		25, 057	
合 計	76, 124	218	76, 342	0.3

			1	
	平成30年度		平成30年度	
項目	第1次改正後	今回追加額	第 2 次改正後	増減率
	計画額(A)	(B)	計画額	(B) $/$ (A) $\times$ 100
三臨時財政対策債	39, 865		39, 865	
四 退 職 手 当 債	800		800	
五国の予算等貸付金債	( 281 )		( 281)	
<b>4</b> //\> =⊥	( 281)		( 281)	
総計	116, 789	218	117, 007	0. 2
内 普 通 会 計 分	92, 519	218	92, 737	0. 2
訳 公営企業会計等分	24, 270		24, 270	
資 金 区 分				
公 的 資 金	46, 170	138	46, 308	0.3
財政融資資金	28, 388	136	28, 524	0. 5
地方公共団体金融機構資金	17, 782	2	17, 784	0.0
(国の予算等貸付金)	( 281)		( 281)	
民間 等 資 金	70, 619	80	70, 699	0. 1
市場公募	38, 200		38, 200	
銀 行 等 引 受	32, 419	80	32, 499	0. 2

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

#### (備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 平成30年度地方債計画

(通常収支分)

(単位:億円、%)

				. 単124:18	
項目	平成30年度	平成29年度	差引	増	減率
7	計画額(A)	計画額(B)	(A)-(B) $(C)$	(C)/(	B) × 100
1 公 共 事 業 等	16, 601	16, 443	158		1.0
2公営住宅建設事業	1, 130	1, 130	0		0. 0
3 災 害 復 旧 事 業	1, 100	873	424		48. 6
4 教育・福祉施設等整備事業	3, 391	3, 391	0		0. 0
(1) 学校教育施設等	1, 245	1, 245	0		0. 0
(2) 社 会 福 祉 施 設	383	383	0		0. 0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0		0. 0
(4) 一般補助施設等	567	567	0		0. 0
(5) 施設 (一般財源化分)	540	540	0		0. 0
5一般単独事業	22, 636	21, 927	709		3. 2
(1) 一 般	2, 334	2, 795	△ 461	Δ	16. 5
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0		0. 0
(3) 防 災 対 策	871	871	0		0. 0
(4) 地 方 道 路 等	3, 221	3, 221	0		0. 0
(5) 旧 合 併 特 例	6, 200	6, 200	0		0.0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5, 000	5, 000	0		0.0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4, 320	3, 150	1, 170		37. 1
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5, 085	4, 975	110		2. 2
(1) 辺 地 対 策	485	475	10		2. 1
(2) 過 疎 対 策	4, 600	4, 500	100		2. 2
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0		0. 0
8行政改革推進	700	700	0		0. 0
9 調 整	100	100	0		0. 0
計	51, 285	49, 884	1, 401		2. 8
二公営企業債					
1 水 道 事 業	5, 389	5, 043	346		6. 9
2工業用水道事業	216	247	Δ 31	Δ	12.6
3 交 通 事 業	1, 327	1, 611	△ 284	Δ	17. 6
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	225	202	23		11.4
5港湾整備事業	508	509	Δ 1	Δ	0. 2
6 病院事業・介護サービス事業	3, 822	4, 614	△ 792	Δ	17. 2
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	358	235	123		52. 3
8 地 域 開 発 事 業	745	622	123		19.8
9下 水 道 事 業	12, 298	11, 904	394		3. 3
10 観 光 そ の 他 事 業	169	134	35		26. 1
計	25, 057	25, 121	△ 64	Δ	0. 3
合 計	76, 342	75, 005	1, 337		1.8

(単位:億円、%)

項目	平成30年度 計画額(A)	平成29年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	增 減 率 (C)/(B)×100
三臨時財政対策債	39, 865	40, 452	△ 587	Δ 1.5
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五国の予算等貸付金債	( 281)	( 266)	( 15)	( 5.6)
4/\\ = L	( 281)	( 266)	( 15)	( 5.6)
総計	117, 007	116, 257	750	0.6
内 普 通 会 計 分	92, 737	91, 907	830	0.9
訳 公営企業会計等分	24, 270	24, 350	Δ 80	Δ 0.3
資 金 区 分				
公 的 資 金	46, 308	46, 609	△ 301	Δ 0.6
財 政 融 資 資 金	28, 524	28, 545	Δ 21	Δ 0.1
地方公共団体金融機構資金	17, 784	18, 064	Δ 280	Δ 1.6
(国の予算等貸付金)	( 281)	( 266)	( 15)	( 5.6)
民 間 等 資 金	70, 699	69, 648	1, 051	1.5
市場公募	38, 200	38, 200	0	0.0
銀 行 等 引 受	32, 499	31, 448	1, 051	3. 3

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

#### (備・考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

### 平成30年度地方債計画

(東日本大震災分)

#### 復旧・復興事業

(単位:億円、%)

項目	平成30年度 計画額(A)	平成29年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債				
公営住宅建設事業	30	158	△ 128	Δ 81.0
災害復旧事業	9	18	Δ 9	△ 50.0
一般単独事業	2	3	Δ 1	△ 33.3
公営企業債				
市場事業・と畜場事業	0	1	Δ 1	△ 100.0
下水道事業	12	8	4	50. 0
国の予算等貸付金債	( 4)	( 5)	( $\Delta$ 1)	( \( \Delta \) 20.0 )
総計	( 4)	( 5)	( $\Delta$ 1)	( $\triangle$ 20.0)
₩S AT	53	188	△ 135	△ 71.8
内 普 通 会 計 分	32	161	△ 129	Δ 80.1
訳 公営企業会計等分	21	27	Δ 6	△ 22.2
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
資 公 的 質 金 財 政 融 資 資 金	36	135	△ 99	△ 73.3
地方公共団体金融機構資金	17	53	△ 36	△ 67.9
分(国の予算等貸付金)	( 4)	( 5)	( $\Delta$ 1)	( $\triangle$ 20.0)

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する 公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災 により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

#### (備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。